

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件
原告 特定非営利活動法人Tansa
被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

証拠申出書

令和8年5月26日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人	増	原	英	司
	定	松	祐	太朗
	長	沼	俊	樹
	勝	浦	雪	奈
	富	永	健	嗣
	岸		彩	子
	林		花	梨
	渡	邊	栄	璃
	柳	澤	泰	洋
	村	松		剛
	松	下	謙	祐
	山	本	幹	人

略語の使用については、従前の例による。

第 1 証人 西澤能之

1 証人の表示

〒 1 0 0 - 8 9 2 6

東京都千代田区霞が関 2 - 1 - 2

総務省（勤務先）

西澤 能之（同行、主尋問 2 0 分）

2 立証趣旨

内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件各不開示決定時において、
本件各文書を保有していないこと 等

3 尋問事項

別紙 1 尋問事項記載のとおり

第 2 証人 御厩敷寛

1 証人の表示

〒 1 0 0 - 8 9 0 7

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

水産庁（勤務先）

御厩敷 寛（同行、主尋問 2 0 分）

2 立証趣旨

内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件各不開示決定時において、
本件各文書を保有していないこと 等

3 尋問事項

別紙 2 尋問事項記載のとおり

第 3 証人 中嶋護

1 証人の表示

〒 1 0 0 - 8 9 1 4

東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府（勤務先）

中嶋 護（同行、主尋問 20 分）

2 立証趣旨

内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件各不開示決定時において、
本件各文書を保有していないこと 等

3 尋問事項

別紙 3 尋問事項記載のとおり

第 4 証人 乗越徹哉

1 証人の表示

〒100－8916

東京都千代田区霞が関 1－2－2

厚生労働省（勤務先）

乗越 徹哉（同行、主尋問 20 分）

2 立証趣旨

内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が本件各不開示決定時において、
本件各文書を保有していないこと 等

3 尋問事項

別紙 4 尋問事項記載のとおり

以 上

(別紙 1)

尋 問 事 項

証人 西澤能之

- 1 令和 4 年 7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて、内閣法制局設置法（昭和 2 7 年法律第 2 5 2 号） 3 条 3 号の意見事務として内閣法制局に対して意見を求めた際の状況
- 2 前記 1 の過程で作成又は取得した文書の有無、作成又は取得したとすればその性質及び内容並びに廃棄状況
- 3 甲 9 文書及び甲 3 5 文書の各作成状況
- 4 本件開示請求 1 がされた際の本件文書 1 の探索状況
- 5 その他関連事項

以上

(別紙 2)

尋 問 事 項

証人 御厩敷寛

- 1 令和 4 年 7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて、内閣法制局設置法（昭和 2 7 年法律第 2 5 2 号） 3 条 3 号の意見事務として内閣法制局に対して意見を求めた際の状況
- 2 前記 1 の過程で作成又は取得した文書の有無、作成又は取得したとすればその性質及び内容並びに廃棄状況
- 3 甲 9 文書の作成状況
- 4 本件開示請求 1 がされた際の本件文書 1 の探索状況
- 5 その他関連事項

以上

(別紙 3)

尋 問 事 項

証人 中嶋護

- 1 令和 4 年 7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて、内閣法制局設置法（昭和 2 7 年法律第 2 5 2 号） 3 条 3 号の意見事務として内閣法制局に対して意見を求めた際の状況
- 2 前記 1 の過程で作成又は取得した文書の有無、作成又は取得したとすればその性質及び内容並びに廃棄状況
- 3 甲 9 文書の作成状況
- 4 本件開示請求 2 がされた際の本件文書 2 の探索状況
- 5 その他関連事項

以上

(別紙 4)

尋 問 事 項

証人 乗越徹哉

- 1 令和 4 年 7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣法制局において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことについて、内閣法制局設置法(昭和 2 7 年法律第 2 5 2 号) 3 条 3 号の意見事務をした際の状況
- 2 その他関連事項

以上